今後の教育に関しての文部科学省の方向性

2022年12月2日
株式会社JMC

1. 学習指導要領

日本の学校教育は学習指導要領がベースとなっている。学習指導要領を基に各教科書会社が教科用図書（以下教科書）を作成し、文部科学省の検定を受ける。「学校教育法第３４条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」とされており、教科書を使用しなければ学校教育が成り立たない。学習指導要領には標準時数も定められており、学校教育の基本となっている。

また、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第３条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条、第十四条及び第十六条の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。」とされており、私立の小中学校でも海外の日本人学校でも義務教育段階での教科書は無償である。このため、誰でも小学校卒業レベルで新聞は８割がた読め、義務教育を終えれば日常生活にはほぼ困らず働くことも可能となっている。

その学習指導要領は１０年毎に新しい内容が示される。１０年間使用されるので、文部大臣が中央教育審議会に諮問するときは、１０年先の社会状況を想定し、そこで必要とされる知識や能力の求め、中央教育審議会は部会を設置し、検討を重ね答申される。したがって、現行の学習指導要領は 2030 年代に向けての内容となっている。

育成すべき資質・能力の３本柱として、学習指導要領では以下の図のように「学びに向かう力」「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」が掲げられている。

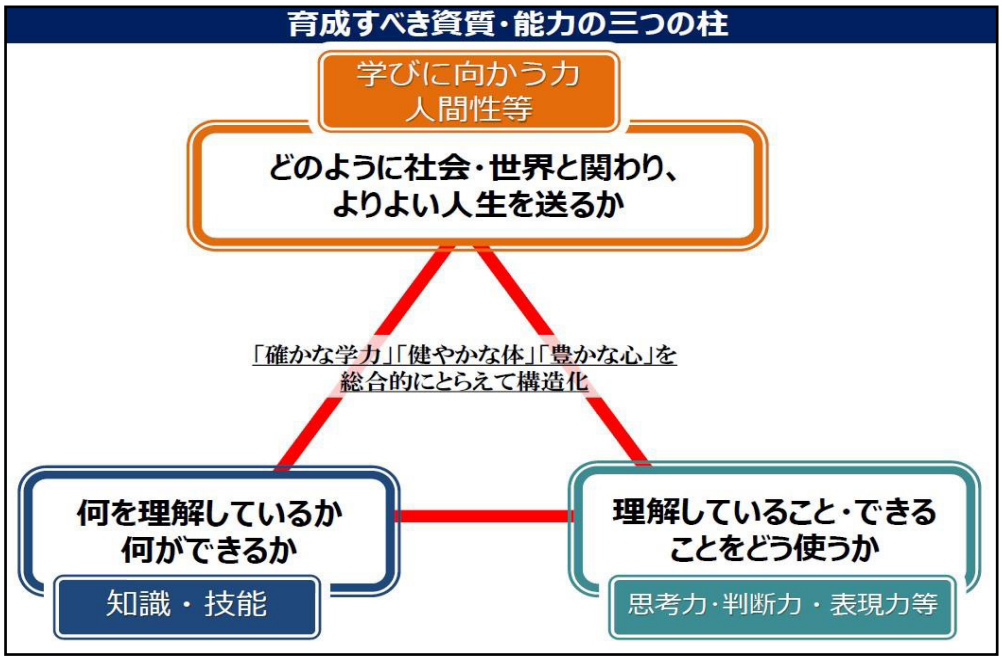

図．学習指導要領 育成すべき資質・能力の三つの柱

この 3 本柱は新しい時代に必要となる資質・能力の育成と評価に関するもので、「何ができるようになるか」を考えたものである。それ以外に「何を学ぶか」「どのように学ぶか」が示されている。「何を学ぶか」では新しい時代に必要となる資質･能力を踏まえた教科･科目等の新設や目標･内容の見直し、「どのように学ぶか」で主体的･対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの学習過程の改善が提示されている。

図．学習指導要領改訂の考え方

2. 令和の日本型教育

社会の変化が急で激しい中で、文部大臣は令和の時代に必要な新しい日本型教育を中央教育審議会に諮問し、令和 3 年に「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～」の答申が出された。背景として①社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0 時代」、②先行き不透明な「予測困難な時代」、③社会全体のデジタル化・オンライン化、DX 加速の必要性の三点を挙げ、子供たちに育むべき資質・能力として「一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要」とした。これを実現するには学習指導要領の着実な実施が重要とされている。

また、これからの学校教育を支える基盤的なツールとして ICT の活用も不可欠とされている。

図.「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

令和の日本型教育においては、子供の学びの姿に関しても触れられている。「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善 につなげるとされているが、授業改善だけではなく「授業外の学習改善」も記されている。これまでは授業外の学習に関してはあまり多く記載されることはなかったが、ここでは授業改善と並んで書かれている。

学習者視点の個別最適な学びに関しては、子供が自己調整しながら学習を進めていくとし、以下のように指導と学習の個性化を示した。

・指導の個別化 子供一人一人の特性・学習進度・学習到達度等に 応じ、教師は必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫 を行う
・学習の個性化 子供一人一人の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、教師は一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供を行う

また、協働的な学びについては、子供一人一人のよい点や可能性を生かし、子供同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働するとし、学校内にとどまらず広く異なる考え方が組み合わさることでより良い学びを生み出すとされている。

義務教育段階では目指す学びの姿として、以下の 3 点が明示されている。

① 基礎的・基本的な知識・技能や学習の基盤となる資質・能力等の確実な育成が行われるとともに、多様な一人一人の興味・関心等に応じた学びが提供されている

② 児童生徒同士の学び合いや探究的な学びなどを通じ、地域の構成員や主権者としての意識が育まれている

- 全ての児童生徒が安全・安心に学ぶことができる

義務教育段階だけではなく、幼児教育、高等学校教育、特別支援教育においても目指す学びの姿も示されている。

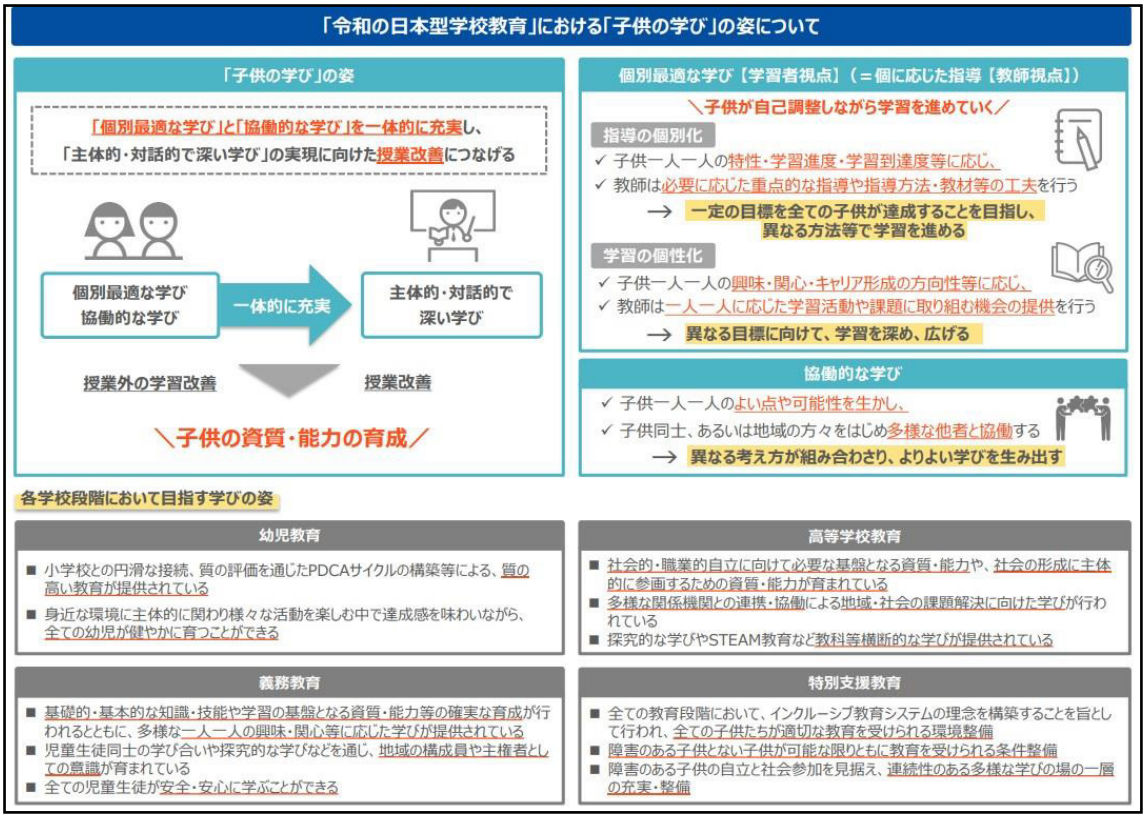

図.「令和の日本型教育」における「子供の学び」の姿について

3. 令和の日本型教育の今後の方向性と ICT 活用の基本的な考え方

３－１ 改革の方向性

これまでの学校や教師が行ってきた業務や役割、指導の範囲や内容を精選し、縮減・重点化するとし、教員の働き方改革もあり「量」も精選・縮減とされています。よく議論となる「一斉授業か個別学習か」「デジタルかアナログか」「対面かオンラインか」等といった二項対立ではなく、どちらの良さも適切に組み合わせていくとされている。また、学校だけではなく地域と一体となって子供の成長を支えるとされている。これらを受けて、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向けて６つの方向性が示されている。

（１）学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する

（２）連携・分担による学校マネジメントを実現する

（３）これまでの実践と ICT との最適な組合せを実現する
（４）履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
（５）感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
（６）社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

これまでの教育を全面的に変えるのではなく、良いところを活かしつつ日本型学校教育を目指している。

３－２ ICT の活用に関する基本的な考え方

ICT は学校教育の基盤的なツールとして必要不可欠なものとされ、これまでの実践と最適に組み合わせるとしている。それを踏まえて学校教育の様々な課題を解決し、教育の質向上につなげ、PDCA サイクルを意識し効果検証・分析を適切に行い、ICT を活用すること自体が目的化してしまわないよう留意するとされている。その上で、以下の３点が重要と明記されている。

（１）学校教育の質の向上に向けた ICT の活用
ICT を主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすともに、今までできなかった学習活動の実施や家庭など学校外での学びを充実する。
特別な支援が必要な児童生徒へのきめ細かな支援や、個々の才能を伸ばす高度な学びの機会の提供など、児童生徒一人一人に寄り添った指導を行う。
（２）ICT の活用に向けた教師の資質・能力の向上
教員養成・研修全体を通じ、教師が必要な資質・能力を身に付けられる環境を実現する。
教員養成大学・学部は新たな時代に対応した教員養成モデルの構築や、不断の授業改善に取り組む教師のネットワークの中核としての役割を果たす。
（３）ICT 環境整備の在り方
GIGA スクール構想により配備される端末は、クラウドにアクセスし、各種サービスを活用することを前提とする。
各学校段階小・中・高における１人１台端末環境の実現と、端末の家庭への持ち帰りが望まれる。

示された内容は至極当然な内容であるが、今の学校教育現場がこれを実現するにはかなりの努力や意識改革が必要だと考えられ、学校現場だけではなく行政や地域、家庭の協力も不可欠である。

図. 令和の日本型教育の構築に向けた今後の方向性

4. 教育データの利活用

GIGA スクール構想により端末が整備されたことにより、様々なデータの収集が容易となった。そのデータの連携に関して文部科学省だけではなく、デジタル庁、総務省、経済産業省が、教育データの利活用に向けたロードマップの策定を実施し、2022 年 1 月に公開している。

教育のデジタル化のミッションを「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」としている。そのためのデータの①スコープ（範囲）、②品質、③組み合わせ 、の充実・拡大という「３つの軸」を設定し、「ICT をフル活用して、学習者主体の教育への転換や教職員が子供達と向き合える環境に」をロードマップの主なスコープとした。

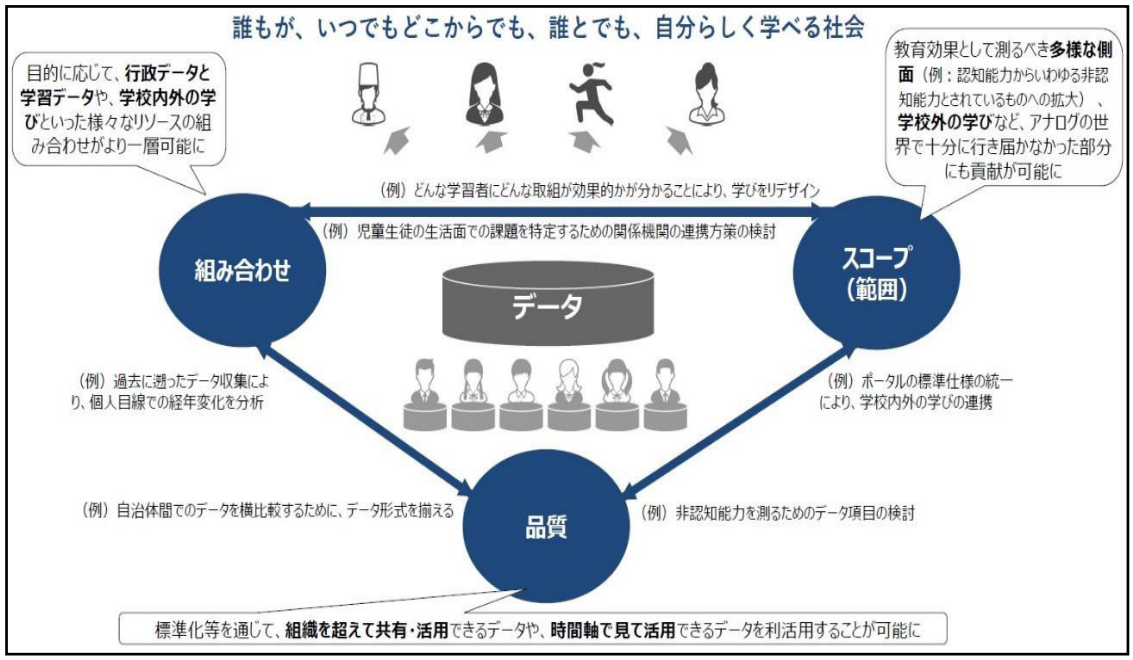

図．教育のデジタル化の３つの軸

ロードマップでは、短期・中期・長期での目指す姿を以下のように示している。

（１） 短期（～ 2022 頃）

・教育現場を対象にした調査や手続が原則オンライン化

・事務等の原則デジタル化など、校務のデジタル化を進め、学校の負担を軽減

・インフラ面での阻害要因（例：ネットワーク環境）の解消

・教育データの基本項目（例：法令や調査で全国で共通的に取得されている主体情報）が標準化

※紙で管理・処理されている情報を電子化・オンライン化で校務負担の軽減

（２） 中期（～ 2025 頃）

・学習者が端末を日常的に使うようになり、教育データ利活用のためのログ収集が可能

・内容・活動情報が一定粒度で標準化され、学校・自治体間でのデータ連携が実現

・学校・家庭・民間教育間でのそれぞれの学習状況を踏まえた支援が一部実現

※データの標準化により EBPM の推進や新たな教授法・学習法の創出

（３） 長期（～ 2030 頃）

・学習者が PDS を活用して生涯にわたり自らのデータを蓄積・活用できるように

・内容・活動情報の更に深い粒度での標準化が実現

・支援を必要とするこどもへのプッシュ型の支援が実現

・真に「個別最適な学び」と「協働的な学び」が実現

※誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる

教育データの標準化がキーとなるが、基本的な考え方としては以下のように記載されている。

●データの標準化は、教育データの相互流通性の確保が目的であるため、あらゆる取得できる可能性のあるデータを対象に行うのではなく、全国の学校、児童生徒等の属性、学習内容等で共通化できるものを対象とする。

●教育データを、①主体情報、②内容情報、③活動情報に区分する。

①主体情報 児童生徒、教職員、学校等のそれぞれの属性等の基本情報を定義。

②内容情報 学習内容等を定義。

③活動情報 何を行ったのかを定義（狭義の学習行動のみだけではなく、関連する行動を含む）

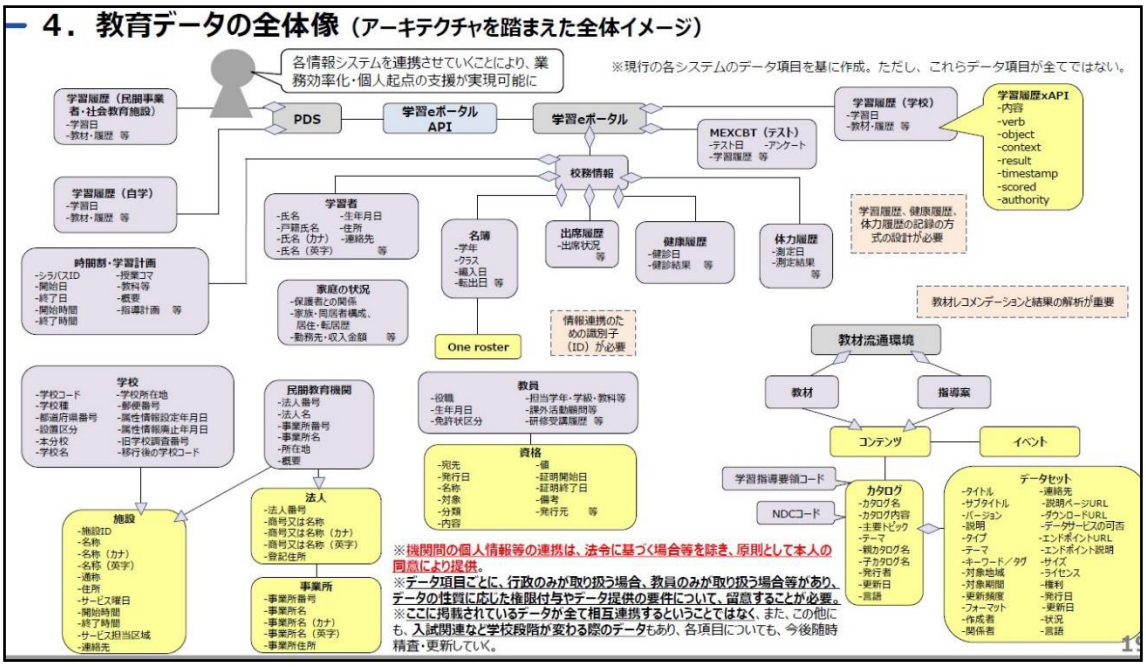

図．教育データの全体像

長期の目標となっている 2030 年頃は、次の学習指導要領が完全実施される時期となり、新たな教育へとつながっている。

本レポートについて
・執筆時点で信頼できると思われる各種データに基づいて作成していますが、その正確性、完全性並びに本レポートに基づく行為及び結果を保証するものではありません。
・著作権法に基づき保護されており、引用時は出所を明記してください。
・お問い合わせ先 ： 株式会社 JMC　pm@jmc-edu.co.jp